

東京都正規雇用等転換促進助成金支給要綱

26産労雇労第977号
平成27年4月1日

一部改正 27産労雇労第123号
平成27年4月27日

一部改正 27産労雇労第1282号
平成28年4月18日

一部改正 28産労雇労第644号
平成28年12月1日

一部改正 28産労雇労第2709号
平成29年4月1日

(通則)

第1条 東京都正規雇用等転換促進助成金（以下「助成金」という。）の支給に関しては、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）及びこれに基づく依命通達（昭和37年12月11日付37財主調発第20号）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 助成金は、雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号。以下「規則」という。）に規定する転換等を講じた事業主に国が支給するキャリアアップ助成金（正社員化コース）（以下「正社員化コース」という。）と連携して、事業主に対して都がさらに助成金を支給することにより、非正規労働者の企業における正規雇用等への転換等を促進するとともに、転換者の雇用安定を図ることを目的とする。

また、転換等された労働者を、独立行政法人勤労者退職金共済機構中小企業退職金共済事業本部（以下「中退共本部」という。）が運営する中小企業退職金共済制度（以下「中退共制度」という。）に新たに加入させた事業主に対し、助成金に加算して支給することにより、中小企業における中退共制度への加入を促進することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における定義は、次の各号に定めるものとする。

(1) 正規雇用労働者とは、次のアからオまでの全てに該当する労働者をいう。

ア 期間の定めのない労働契約を締結している労働者であること。

イ 派遣労働者として雇用されている者でないこと。

- ウ 同一の事業主に雇用される通常の労働者と比べ勤務地又は職務が限定されていないこと。
- エ 所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者の所定労働時間と同じ労働者であること。
- オ 同一の事業主に雇用される通常の労働者に適用される就業規則等に規定する賃金の算定方法、支給形態、賞与、退職金、休日、定期的な昇給や昇格の有無等の労働条件について長期雇用を前提とした待遇が適用されている労働者であること。
- (2) 無期雇用労働者とは、期間の定めのない労働契約を締結する労働者のうち、正規雇用労働者以外のものをいう。
- (3) 転換等とは、次のアからウまでに区分するいずれかに該当する措置をいう。なお、規則第118条の2における「通常の労働者」及び「無期契約労働者」は、それぞれ「正規雇用労働者」及び「無期雇用労働者」と読み替えて適用する。
- ア 「有期⇒正規」とは、規則第118条の2第1項第1号ハ(1)(i)及び(iv)に規定する転換をいう。
- イ 「有期⇒無期」とは、規則第118条の2第1項第1号ハ(1)(ii)及び(v)に規定する転換をいう。ただし、当該労働者に係る転換後の賃金を、転換前の賃金と比べて5%以上増額する場合に限る。
- ウ 「無期⇒正規」とは、規則第118条の2第1項第1号ハ(1)(iii)及び(vi)に規定する転換をいう。
- (4) 事業主とは、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第5条第1項に規定する雇用保険の適用事業の事業主をいう。
- (5) 事業所とは、雇用保険法第5条第1項に規定する雇用保険の適用事業の事業所（以下「雇用保険適用事業所」）によらず、労働者が勤務する事務所（出張所・営業所等を含む。）をいう。
- (6) 中小企業事業主とは、正社員化コースの定める範囲と同様とする。ただし、中退共への加入による加算対象となる中小企業事業主とは、中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）第2条第1項に規定する事業主をいう。

（支給対象事業主）

第4条 助成金の支給対象とする事業主（以下「支給対象事業主」という。）は、次の各号を全て満たしているものとする。

- (1) 東京労働局管内に雇用保険適用事業所があること。
- (2) 支給対象労働者を転換等し、東京労働局長に支給対象労働者に係る正社員化コースのうち、「有期⇒正規」、「有期⇒無期」、「無期⇒正規」のいずれかの区分について支給申請を行い、東京労働局長より支給決定を受けていること。
- (3) 第7条第1項による支給申請日から起算して2か月以内に、支給対象労働者に対して所属長との面談を実施し、支給対象労働者に係る指導育成計画書を作成したこと。
- (4) 東京都監理団体指導監督要綱（平成9年3月31日付8総総行第201号）に規定する東京都監理団体、報告団体又は東京都が設立した法人でないこと。

(5) 都税の未納がないこと。

なお、未納とは、納付義務があるにもかかわらず、法人都民税及び法人事業税（個人事業主の場合は、個人都民税及び個人事業税）の未納付がある場合をいう。

(6) 第7条第1項による支給申請日の前日から起算して5年前の日から同項による支給申請日の前日までに重大な法令違反等がないこと。

(7) 労働関係法令について、次のアからカを満たしていること。

ア 従業員に支払われる賃金が、就労する地域の最低賃金額（地域別、特定（産業別）最低賃金額）を上回っていること。

イ 固定残業代等の時間当たり金額が時間外労働の割増賃金に違反していないこと、また固定残業時間を超えて残業を行った場合は、その超過分について通常の時間外労働と同様に、割増賃金が追加で支給されていること。

ウ 法定労働時間を超えて労働者を勤務させる場合は、「時間外・休日労働に関する協定（36協定）」を締結し、全労働者に対し、協定で定める上限時間を超える時間外労働をさせていないこと。

エ みなし労働時間制（事業場外労働のみなし労働時間制、裁量労働制）において、労使協定又は労使の合意で定めた時間が法定労働時間を超える場合、その時間が月80時間以下であること。

オ 申請日を起点として過去6か月の時間外労働の平均が月80時間を超える労働者がいないこと。

カ その他賃金や労働時間等に関する労働関係法令を遵守していること。

(8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する事業を行っていないこと。

(9) 暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）、暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）及び法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が暴力団員等に該当する者でないこと。

(10) 第7条第1項による支給申請日又は支給決定日の時点で休眠又は倒産していないこと。

2 中退共制度への加入による加算の適用を受ける事業主は、前項に掲げる要件のほか、次の各号を全て満たしているものとする。

(1) 平成28年4月1日以降に支給対象労働者を転換等し、転換等した日から第7条第1項に定める支給申請日までに、支給対象労働者を中退共制度に新たに加入させたこと。

(2) 前号の加入日の属する月から正社員化コースの支給決定日の属する月まで、継続して支給対象労働者に係る中退共制度の掛金を納付期限内に支払っていること。ただし、掛金の未納につき正当な理由があると中退共本部が認めた場合を除く。

3 前2項の規定にかかわらず、知事が適正でないと判断した場合は本助成金の対象外

とすることができる。

(支給対象労働者)

第5条 助成金の支給対象とする労働者（以下「支給対象労働者」という。）は、次の各号を全て満たしているものとする。

- (1) 正社員化コースのうちの「有期⇒正規」、「有期⇒無期」、「無期⇒正規」のいずれかの区分の支給対象となった労働者であること。
- (2) 転換等された日において、東京都内の事業所で勤務する労働者であること。

ただし、次のアからウまでに定める労働者の場合、東京都内の事業所とは、当該各号に定めるとおりとする。

ア 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第2条に規定する派遣労働者の場合

派遣元及び派遣先で所属する事業所がいずれも東京都内であること

イ 出向契約に基づく出向者の場合

出向元及び出向先で所属する事業所がいずれも東京都内であること

ウ テレワーク利用者（在宅勤務、サテライトオフィス勤務など）の場合
所属する事業所が東京都内であること

- (3) 正社員化コースの支給決定日において、同一の事業主との間で転換又は直接雇用後の雇用区分の状態が継続し、離職していない労働者であること。

(支給金額)

第6条 転換等の区分に応じ、支給対象労働者1人当たり、下記に定める金額を支給する。

区 分	中小企業事業主	大企業事業主
有期⇒正規	50万円	40万円
有期⇒無期	20万円	15万円
無期⇒正規	30万円	25万円

- 2 中小企業事業主、大企業事業主の区分は、正社員化コースの区分による。
- 3 支給対象事業主が、第4条第2項に掲げる要件を全て満たしている場合は、上記に定める金額に支給対象労働者1人当たり10万円を加算する。

(支給の申請)

第7条 助成金の支給を受けようとする事業主（以下「申請事業主」という。）は、東京労働局長に正社員化コース支給申請書を提出し、東京労働局長が受理した日から起算して2か月以内に、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

ただし、(7)については、中退共制度への加入による加算の適用を受ける場合のみ対象とする。

- (1) 東京都正規雇用等転換促進助成金支給申請書（様式第1号）（以下「支給申請書」という。）
- (2) 正社員化コース支給申請書の写し（キャリアアップ助成金支給申請書における様式第7号（別添様式1-1、1-2を含む））

ただし、様式第7号（別添様式1-1、1-2を除く）は、東京労働局管内の公共職業安定所の受付印があるものとする。

- (3) 正社員化コース支給申請時に提出した支給対象労働者の転換後の雇用契約書又は労働条件通知書の写し
 - (4) 支給対象労働者の転換日の属する月の出勤簿又はタイムカードの写し
 - (5) 事務所一覧（出張所・営業所等を含む。）（様式第2号）
 - (6) 誓約書（様式第3号）
 - (7) 支給対象労働者に係る退職金共済手帳の写し。ただし、退職金共済手帳が未発行の場合は、支給対象労働者に係る退職金共済契約申込書（控）の写し（金融機関又は委託事業主団体の受付印があるもの）でも可とする。
 - (8) その他知事が必要とする書類
- 2 申請事業主は、東京労働局長が申請事業主に通知した正社員化コース支給決定通知書を受理後、次に掲げる書類を決定のあった日から2か月以内に知事に提出しなければならない。ただし、(4)及び(5)については、中退共制度への加入による加算の適用を受ける場合のみ対象とする。
- (1) 正社員化コース支給決定通知書の写し
 - (2) 指導育成計画書（様式第4号）
 - (3) 支給対象労働者の転換日の属する月の翌月から正社員化コースの支給決定日までの出勤簿又はタイムカードの写し
 - (4) 東京都による中退共本部への照会に関する同意書（様式第5号）
 - (5) 第1項第7号ただし書きにより支給対象労働者に係る退職金共済契約申込書（控）の写しを提出した場合は、支給対象労働者に係る退職金共済手帳の写し
- 3 前項の提出は、別途知事が定める期日までに行わなければならない。

（中退共本部への照会）

第8条 知事は、前条第2項第4号により中退共本部への照会に関する同意書が提出された事業主について、前条第1項第7号又は前条第2項第5号により提出された退職金共済手帳の写しを受理後、申請事業主が、支給対象労働者に係る中退共制度の掛金を、加入日の属する月から正社員化コースの支給決定日の属する月まで継続して支払っていること（ただし、掛金未納につき正当な理由があると中退共本部が認めた場合を除く。）を確認するため、別途中退共本部と締結する覚書に基づき、中退共本部に対して申請事業主の掛金の納付状況について照会を行い、回答を得るものとする。

（支給の決定等）

第9条 知事は、第7条第2項各号に掲げる書類を受理後、第7条第1項により提出された支給申請書の内容を審査の上、予算の範囲内において次の各号のとおり支給決定又は不支給決定を行う。

- (1) 審査の上適正と認めたときは、助成金の支給の決定を行い、東京都正規雇用等転換促進助成金支給決定通知書（様式第6号）により当該申請事業主（以下「助成事業主」という。）に通知する。

(2) 審査の上適正と認めることができないときは、助成金の不支給の決定を行い、東京都正規雇用等転換促進助成金不支給決定通知書（様式第7号）により当該申請事業主に通知する。

(申請の撤回)

第10条 知事は、前条第1号により通知をする場合において、助成事業主が支給決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、当該通知受領後14日以内に申請の撤回をすることができる旨を通知する。

2 申請事業主は、前項に規定するほか、支給申請後に申請を撤回しようとするときは、遅滞なく、その旨を記載した東京都正規雇用等転換促進助成金申請撤回届（様式第8号）を知事に提出しなければならない。

(所在地の変更等)

第11条 申請事業主が、名称、所在地、代表者等を変更したときは、申請事業主の〔名称、所在地、代表者等〕変更報告書（様式第9号）により遅滞なく知事に報告しなければならない。

(助成金の支払)

第12条 知事は、第9条第1号の規定により東京都正規雇用等転換促進助成金支給決定通知書を助成事業主に通知した後、当該助成事業主に対して、当該助成事業主による請求手続に代えて支払額調書を発行し、当該支払額調書に基づき助成金を支払うものとする。

(正社員化コースの取消に係る報告)

第13条 助成事業主は、正社員化コースの取消決定や返還命令があった場合には、速やかに知事に報告しなければならない。

(支給決定の取消し)

第14条 知事は、助成事業主が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 正社員化コースの取消しや返還請求があったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により助成金の支給を受けたとき。
- (3) その他助成金等の支給の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこの要綱に基づく命令に違反したとき。
- (4) 支給決定を受けた者（法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。
- (5) その他この要綱による支給要件を満たさないことが判明したとき。

(助成金の返還)

第15条 知事は、前条の規定により助成金の支給決定を取り消した場合において、既に助成事業主に助成金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命じる。

(違約加算金及び延滞金)

第 16 条 前条の規定により助成金の返還を命じられた助成事業主は、当該命令に係る助成金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、当該助成金の額（一部を納付した場合におけるその後の期間については、既返還額を控除した額）につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

2 知事が助成金の返還を命じた場合において、助成事業主が定められた納期日までにこれを納付しなかったときは、助成事業主は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

3 前 2 項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても 365 日の割合とする。

(違約加算金の基礎となる額の計算)

第 17 条 前条第 1 項の規定により違約加算金を命じた場合において、助成事業主の納付した金額が返還を命じた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた助成金の額に充てる。

(延滞金の基礎となる額の計算)

第 18 条 第 16 条第 2 項の規定により延滞金を命じた場合において、返還を命じた助成金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(助成金の経理等)

第 19 条 助成事業主は、本助成金に係る全ての関係書類を整理し、かつ、これらの書類を支給決定のあった日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(検査等)

第 20 条 知事は、助成事業主に対し、支給対象労働者の出勤状況及び賃金の支払い状況等について検査を行い、又は報告を求める事ができる。

2 助成事業主は、前項の規定に基づき、検査等の通知を受けたときは、これに応じなければならない。

(各種助成金の併給調整)

第 21 条 助成金は、その支給事由と同一の事由により支給要件を満たすこととなる各種助成金のうち、都が実施するもの（都がほかの団体等に出えん・委託して実施するものを含む。）との併給はできないものとする。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、助成金の支給に関するその他必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成28年4月18日から施行する。

(経過措置)

第2条 この要綱において、転換等された日が平成28年3月31日以前に係るものについては、「正社員化コース」を「正規雇用等転換コース」に読み替えるものとする。

2 この要綱の施行の日より前に、改正前の要綱第7条による申請を行った事業主に対する正規雇用等転換促進助成金の支給については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、決定の日から施行し、転換等された日が平成28年4月1日以降に係るものについて適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 平成29年4月1日より前に、改正前の要綱第7条第1項に規定する申請を行った事業主に対する正規雇用等転換促進助成金の支給については、なお従前の例による。

印

※ 「申請の手引き」に記載の日本標準産業分類（大分類）に基づき、アルファベットと業種名を記入してください。

4 支給対象労働者の内訳

支給対象労働者	番号	フリガナ氏名（※1）	中退共加算	転換等された日における雇用形態	転換等された日における支給対象者雇用事業所（※2）の名称	転換等された日における支給対象者雇用事業所（※2）の住所（区市町村まで）
	1			☐ 派遣（常用型派遣） ☐ 出向（在籍出向） ☐ 上記のいずれでもない	東京都	区・市 町・村
	2			☐ 派遣（常用型派遣） ☐ 出向（在籍出向） ☐ 上記のいずれでもない	東京都	区・市 町・村
	3			☐ 派遣（常用型派遣） ☐ 出向（在籍出向） ☐ 上記のいずれでもない	東京都	区・市 町・村
	4			☐ 派遣（常用型派遣） ☐ 出向（在籍出向） ☐ 上記のいずれでもない	東京都	区・市 町・村
	5			☐ 派遣（常用型派遣） ☐ 出向（在籍出向） ☐ 上記のいずれでもない	東京都	区・市 町・村
	6			☐ 派遣（常用型派遣） ☐ 出向（在籍出向） ☐ 上記のいずれでもない	東京都	区・市 町・村
	7			☐ 派遣（常用型派遣） ☐ 出向（在籍出向） ☐ 上記のいずれでもない	東京都	区・市 町・村
	8			☐ 派遣（常用型派遣） ☐ 出向（在籍出向） ☐ 上記のいずれでもない	東京都	区・市 町・村
	9			☐ 派遣（常用型派遣） ☐ 出向（在籍出向） ☐ 上記のいずれでもない	東京都	区・市 町・村
	10			☐ 派遣（常用型派遣） ☐ 出向（在籍出向） ☐ 上記のいずれでもない	東京都	区・市 町・村
	11			☐ 派遣（常用型派遣） ☐ 出向（在籍出向） ☐ 上記のいずれでもない	東京都	区・市 町・村
	12			☐ 派遣（常用型派遣） ☐ 出向（在籍出向） ☐ 上記のいずれでもない	東京都	区・市 町・村
	13			☐ 派遣（常用型派遣） ☐ 出向（在籍出向） ☐ 上記のいずれでもない	東京都	区・市 町・村
	14			☐ 派遣（常用型派遣） ☐ 出向（在籍出向） ☐ 上記のいずれでもない	東京都	区・市 町・村
	15			☐ 派遣（常用型派遣） ☐ 出向（在籍出向） ☐ 上記のいずれでもない	東京都	区・市 町・村

※1 転換等された日から対象労働者の姓が変更になっている場合には、変更履歴がわかる証明書を添付してください。

（例：雇用保険被保険者資格取得届、運転免許証など）

※2 支給対象者雇用事業所は、雇用保険適用事業所ではなく、支給対象者が勤務する事務所の名称、住所を記入してください。

派遣又は出向の場合は、派遣先又は出向先の事務所の名称、住所を（ ）書きで併記してください。

確認事項	上記支給対象労働者にかかる詳細については、別添キャリアアップ助成金申請様式のとおりである。	☐ はい ☐ いいえ
------	---	--

平成 年 月 日

東京都知事 殿

事業主の所在地

事業主の名称

代表者役職・氏名

印

事務所一覧

【記入上の注意】

- ① 転換日時点の情報を御記入ください。
- ② 都内事務所は、雇用保険適用事業所に限らず、従業員が勤務する全ての事務所の名称・所在地を御記入ください。（事務所数が多く、本紙に書ききれない場合は、本紙には「別紙のとおり」と記入し、別紙を合わせて御提出ください。）
- ③ 登記上の本店所在地が代表者の自宅などになっており、当該所在地に従業員が勤務していない場合は記入不要です。
- ④ 対象労働者の転換日から申請日までの間に事務所の移転や名称変更等があった場合は、移転等された後の名称及び所在地を当該事務所の次行の欄に御記入ください。

● 都内事務所

事務所の名称	所在地	備考（移転日等）

● 都外事務所（いずれかにチェック）

☐ あり ☐ なし

誓 約 書

東 京 都 知 事 殿

私は、東京都正規雇用等転換促進助成金支給要綱第7条の規定に基づく助成金の支給申請を行うにあたり、以下のことを誓約します。（□欄にチェックしてください。）

- ☐ 支給申請日の前日から起算して過去5年間に、重大な法令違反等はないことを誓約します。
- ☐ 従業員に支払われる賃金が、就労する地域の最低賃金額（地域別、特定（産業別）最低賃金額）を上回っていることを誓約します。
- ☐ 固定残業代等の時間当たり金額が時間外労働の割増賃金に違反していないこと、また、固定残業時間を超えて残業を行った場合は、その超過分について通常の時間外労働と同様に、割増賃金が追加で支給されていることを誓約します。（□ 該当なし）
- ☐ 法定労働時間を超えて労働者を勤務させる場合は、「時間外・休日労働に関する協定（36協定）」を締結し、全労働者に対し、協定で定める上限時間（特別条項を付帯した場合はその上限時間）を超える時間外労働をさせていないことを誓約します。（□ 該当なし）
- ☐ みなし労働時間制（事業場外労働のみなし労働時間制、裁量労働制）において、労使協定又は労使の合意で定めた時間が法定労働時間を超える場合、その時間が月80時間以下であることを誓約します。（□ 該当なし）
- ☐ 申請日を起点として過去6ヶ月の時間外労働の平均が月80時間を超える労働者がいないことを誓約します。
- ☐ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する事業を行っていないことを誓約します。
 - * 接待飲食店営業のほか、パチンコ、ゲームセンター等の遊技場営業を行っている事業主は申請できません。
- ☐ 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員について、東京都暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことを誓約します。

あわせて、知事が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意します。

 - * この誓約書における「暴力団関係者」とは、以下の者をいいます。
 - ・暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
 - ・暴力団員を雇用している者
 - ・暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
 - ・暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - ・暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- ☐ 支給申請日において休眠又は倒産していないことを誓約します。
- ☐ 本助成金の申請に当たって提出する書類の写しはすべて、原本と相違ないことを誓約します。

平成 年 月 日

本誓約書の内容に虚偽や不正があった場合は助成金の申請を取り下げます。助成金支給後に発覚した場合は助成金を返還します。

事業主の所在地
事業主の名称
代表者役職・氏名

提出日（助成金申請日）：平成 年 月 日

東京都知事 殿

指導育成計画書

①事業主の名称	
②事業主の所在地 (印鑑証明書に同じ)	都/道/府/県（※都道府県のみで可）
③対象者の所属する 事業所の所在地	〒 ー 東京都 区/市/町/村
④対象者氏名	(転換日時点満 歳)
⑤転換区分	☐ 有期→正規 ☐ 有期→無期 ☐ 無期→正規
⑥転換前の雇用期間	年 か月（1か月に満たない場合は切り捨て） ※ 有期→正規、有期→無期の場合は有期契約の期間 無期→正規の場合は、無期契約の期間
⑦転換前の雇用形態	☐ アルバイト ☐ パート ☐ 契約社員 ☐ 派遣社員（登録型） ☐ その他（ ）
⑧転換の方法	☐ 試験（筆記・技能） ☐ 研修受講 ☐ 勤続年数（ か月以上） ☐ 所属長との面談 ☐ 所属長の勤務評定 ☐ その他（ ）
⑨対象者との面談日	平成 年 月 日 ※都への支給申請日から起算して2か月以内
⑩対象者の意向 (※本人記入欄)	☐ 責任ある仕事がしたい。 ☐ 今までとは異なる分野で仕事がしたい。 ☐ できるだけ長くこの会社で働き、活躍できる社員になりたい。 ☐ 賃金（賞与も含む）を上げてほしい。 ☐ 資格取得の勉強や研修を受講し、スキルアップを図りたい。 ☐ ワークライフバランスのとれた、柔軟な働き方をしたい。 ☐ その他（ ）
⑪事業主の措置 (長期雇用を念頭に 置いた処遇やスキル アップの内容) ※ 転換後に適用され る雇用条件の提示	☐ 転換後の処遇（賃金体系・勤務地・勤務時間・業務内容等）を説明した。 (内容) ☐ 出産・育児・介護のための休暇・休業制度を説明した。 (内容) ☐ 人材育成のための方針について、別紙のとおり話し合いを行った。

転換日から 年後の目標：

【業種： 】※必ずステップ3まで記入してください。

段階	転換～現在の状況	到達期間 (実績)	到達のための手法
ステップ1 (実績)			☐ OJT 計画書による OJT ☐ 社内での研修やセミナー(研修内容：) ☐ 社外での研修やセミナー(研修内容：) ☐ キャリアプランの作成及び上司との面談 ☐ 目標管理制度の実施（目標設定・定期的な報告） ☐ ジョブ・ローテーション ☐ 自己啓発支援(支援内容：) ☐ その他()

段階	到達目標	到達期間 (目標)	到達のための手法
ステップ2			☐ OJT 計画書による OJT ☐ 社内での研修やセミナー(研修内容：) ☐ 社外での研修やセミナー(研修内容：) ☐ キャリアプランの作成及び上司との面談 ☐ 目標管理制度の実施（目標設定・定期的な報告） ☐ ジョブ・ローテーション ☐ 自己啓発支援(支援内容：) ☐ その他()
ステップ3			☐ OJT 計画書による OJT ☐ 社内での研修やセミナー(研修内容：) ☐ 社外での研修やセミナー(研修内容：) ☐ キャリアプランの作成及び上司との面談 ☐ 目標管理制度の実施（目標設定・定期的な報告） ☐ ジョブ・ローテーション ☐ 自己啓発支援(支援内容：) ☐ その他()

上記内容について説明するとともに、キャリアアップ計画書の内容とも整合していることを確認しました。

平成 年 月 日 (所属長署名) 印

同意しました。

平成 年 月 日 (本人署名) 印

※ 本計画書の実施状況について、必要に応じて実地検査を行うことがありますので、その際はご協力願います。

平成 年 月 日

東京都知事 殿

事業主の所在地

事業主の名称

代表者役職・氏名

㊟

東京都正規雇用等転換促進助成金

東京都による独立行政法人勤労者退職金共済機構中小企業退職金共済事業本部への
照 会 に 関 す る 同 意 書

下記の労働者に係る中退共制度の掛金を、加入日の属する月からキャリアアップ助成金（正社員化コース）の支給決定日の属する月まで継続して支払っていること（ただし、掛金未納につき正当な理由があると中退共本部が認めた場合を除く。）を確認するため、東京都が独立行政法人勤労者退職金共済機構中小企業退職金共済事業本部に掛金納付状況の照会を行うことに対し、同意します。

共済契約者番号

	被共済者番号（下4桁のみ）	被共済者氏名（カタカナ）	加入日（※）
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

※ 退職者共済手帳の「契約成立日」。要綱第7条第1項による支給申請時に共済手帳が未発行の場合は、退職金共済手帳の写しを添付のこと。

（事業主の住所）
（事業主の法人名又は団体名及び代表者氏名）

東京都正規雇用等転換促進助成金支給決定通知書

年 月 日付けで申請のあった東京都正規雇用等転換促進助成金については、下記のとおり支給する。

年 月 日

東京都知事 印

記

第 1 支給決定額 金 円

第 2 支給決定額の内訳
この支給に係る内訳は、次のとおりとする。

区 分	転換等人数（A）	支給単価（B） （ ）内は大企業	支給決定額（C=A×B）
有 期 ⇒ 正 規	人	5 0 万円（4 0 万円）	円
有 期 ⇒ 無 期	人	2 0 万円（1 5 万円）	円
無 期 ⇒ 正 規	人	3 0 万円（2 5 万円）	円
中 退 共 加 算	人	1 0 万円	円
計			円

第 3 通則
助成事業主は、助成事業を行うに当たっては、この文書に定めるもののほか、東京都補助金等交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号）及びこれに基づく依命通達（昭和 37 年 12 月 11 日付 37 財主調発第 20 号）並びに東京都正規雇用等転換促進助成金支給要綱の定めに従わなければならない。

第 4 支給条件

1 正社員化コースの取り消しにかかる報告
助成事業主は、正社員化コースの取消決定や返還命令があった場合には、速やかに知事に報告しなければならない。

2 決定の取消し

（1） 知事は、助成事業主が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

ア 正社員化コースの取消しや返還請求があったとき。

イ 偽りその他不正の手段により助成金の支給を受けたとき。

ウ その他助成金等の支給の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこの要綱に基づく命令に違反したとき。

エ 支給決定を受けた者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。

オ その他要綱による支給要件を満たさないことが判明したとき。

- (2) (1) について、知事は 1 の規定による報告がない場合においても、正社員化コースの取消があったと認めたときは、助成金の支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

3 助成金の返還

知事は、2 の規定により助成金の支給決定を取り消した場合において、既に助成事業主に助成金が支払われている時は、期限を定めてその返還を命じる。

4 違約加算金及び延滞金の納付

- (1) 知事が 2 の規定により助成金の支給決定の全部又は一部を取り消した場合において、3 の規定により助成金の返還を命じたときは、助成事業主は、当該命令に係る助成金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、当該助成金の額（一部を納付した場合におけるその後の期間については、既返還額を控除した額）につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- (2) 知事が助成金の返還を命じた場合において、助成事業主が定められた納期日までにこれを納付しなかったときは、助成事業主は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- (3) (1) 及び (2) に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても 365 日の割合とする。

5 違約加算金の基礎となる額の計算

4 の (1) の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、助成事業主の納付した金額が返還を命じた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた助成金の額に充てる。

6 延滞金の基礎となる額の計算

4 の (2) の規定により、延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた助成金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

7 助成金の経理等

助成事業主は、助成事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を支給決定のあった日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

8 検査等

- (1) 知事は、助成事業主に対し、支給対象労働者の出勤状況及び賃金の支払い状況等について検査を行い、又は報告を求める事ができる。
- (2) 助成事業主は、前項の規定に基づき、検査等の通知を受けたときは、これに応じなければならない。

第 5 申請の撤回

申請事業者は、この助成金の支給決定の内容又はこれに付された条件に異議がある場合には、この支給決定の通知受領後 14 日以内に、その申請を撤回することができる。

文 書 番 号
年 月 日

（事業主の住所）
（事業主の法人名又は団体名及び代表者氏名）

東京都知事 

東京都正規雇用等転換促進助成金不支給決定通知書

年 月 日付けで申請のあった東京都正規雇用等転換促進助成金については、下記により、
支給しないこととしたので、通知する。

記

1 支給しない理由

平成 年 月 日

東京都知事 殿

事業主の所在地
事業主の名称
代表者役職・氏名

㊟

東京都正規雇用等転換促進助成金
申 請 撤 回 届

平成 年 月 日付申請書により申請を行った東京都正規雇用等転換促進助成金について、
東京都正規雇用等転換促進助成金支給要綱第 10 条の規定に基づき、下記のとおり申請の撤回を申請し
ます。

記

1 申請撤回理由

平成 年 月 日

東京都知事 殿

事業主の所在地

事業主の名称

代表者役職・氏名

⑩

東京都正規雇用等転換促進助成金

申請事業主の〔名称、所在地、代表者等〕変更報告書

上記の申請事業主の（名称、所在地、代表者等）を下記のとおり変更したので、東京都正規雇用等転換促進助成金支給要綱第11条の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

記

1 変更事項

変更前

変更後

2 変更理由

（添付書類）

（1）法人の場合

- 名称、所在地及び代表者氏名の変更の場合

印鑑証明書 原本1通（発行後3か月以内）

商業・法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書） 原本1通（発行後3か月以内）

- 代表者印の変更の場合

印鑑証明書 原本1通（発行後3か月以内）

（2）個人の場合

- 事業地の名称、所在地の変更の場合

個人事業の開業・廃業等届出書の写し ※変更用

- 代表者氏名及び居住地及び代表者印の変更の場合

印鑑証明書 原本1通（発行後3か月以内）

（3）共通

支払金口座振替依頼書（新規・変更用）※変更用

振込口座の通帳又はキャッシュカードなど口座名義人が記載されているものの写し

※振込口座に変更がある場合のみ添付